

# 矢野川中学校区地域協議会だより <第10号>

## 矢野川中学校区地域協議会

矢野川中学校の在り方を検討するため、地域住民代表、矢中保護者代表、若小・矢小保護者代表、未就学児保護者代表で構成する「矢野川中学校区地域協議会」を設置し、今後、定期的に協議会を開催していきます。

「矢野川中学校地域協議会だより」では、地域協議会で協議した内容などについて、お知らせします。

## 第10回矢野川中学校区地域協議会

日時：令和7年11月20日（木）19時00分～20時40分

場所：若狭野多目的研修センター

### 1 開会

### 2 議事

#### （1）矢野川中学校の在り方について

前回の地域協議会から引き続き、「存続」「統合」に係る課題解決の可否により、「存続」「統合」が矢野川中学校の適正人数（1学年20人以上）となる方策として、選択肢となり得るかどうかについて、地域協議会としての意見をまとめる。

#### ◆協議事項①

統合に係る課題（「安全な通学手法の確保」「子どものケア」）の課題解決について

#### 合意事項（多数意見）

教育委員会が協議会の意見を踏まえ、対応することを条件として「可」とする。

※少数意見としては、スクールバス等の手段について、人的及び予算的に現時点で確保されていないため「不可」、また、どのような不安軽減等のケアがなされたとしても解決できる保障はないため「不可」の意見あり

#### これまでに出された主な意見

- ・遠距離通学となる地域へのスクールバスの導入は必須である。
- ・統合に伴う子どもの心理的不安を軽減するため、事前交流（行事や部活動等）やスクールカウンセラー等の配置が必要である。
- ・統合後における教員の柔軟な配置（矢野川中から那波中へ異動等）を要望する。

#### ◆協議事項②

「統合」が選択肢となり得るかについて

##### 合意事項（多数意見）

『矢野川中学校区において、適正配置計画に定める中学校の適正規模（1学年20人以上）とするための方策として「統合」という選択肢は「可」とする。』

※少数意見としては、①の課題解決を「不可」としていることから当該判断はできない。

#### ◆協議事項③

「存続（小規模特認校）」が選択肢となり得るかについて

※小規模特認校制度は、学校選択制の一種であり、小規模校の良さを活かした「特色ある学校運営」を進める学校に限り、保護者及び児童が希望する場合に、市内のどこからでも就学を認める制度である。

##### 合意事項

小規模特認校制度により20人以上の生徒を集めるのは困難であるという意見が多数であるものの、導入は可能であり結果はやってみないと分からぬという意見もあることから、『矢野川中学校が適正人数（1学年20人以上）とするための方策として小規模特認校制度に関する判断はできないものとする。』

##### これまでに出された主な意見

- ・少人数教育や自然環境といった特色だけでは、適正規模の人数確保は困難である。
- ・制度導入して、適正人数確保に向けてチャレンジしてみる価値がある。

#### ◆協議事項④

「統合」か「存続」かについて

※①～③及び今までの協議の経過から、「統合」「存続」どちらがより適当かということでの多数意見（会長を除く15名中：統合11名、存続2名、どちらともいえない2名）を地域協議会の意見とする。

##### 合意事項（多数意見）

矢野川中学校区地域協議会としては、矢野川中学校は那波中学校との「統合」として報告書をまとめることとする。

## ◆協議事項⑤

### 「統合時期」について

統合時期については、実施年度によるメリット・デメリット等を比較し、子どものことを第一に考えながら、当協議会において引き続き協議する。

#### 主な意見

- ・早期に適正規模を目指すべきである。
- ・子どもの不安軽減のため、準備期間を設けるべきである。
- ・矢野川中学校に入学した生徒は、矢野川中学校で卒業できないか。

## (2) 今後の協議

今回の協議において、総意とならない中ではありましたが、地域協議会としての合意を多数意見である「統合」といたしました。

しかし、これはあくまで地域協議会での方向性であるため、矢野川中学校が統合することが決定されたことではありません。

今後、統合時期等の協議を行い、教育委員会に提出する報告書をまとめています。

#### 【お問い合わせ等】

教育委員会管理課 TEL : 0791-23-7142 FAX : 0791-23-7148

✉ : kyoikukanri@city.aioi.lg.jp

【「矢野川中学校区地域協議会」ホームページ】

(随時更新されます)

